

社会福祉法人の運営 help !!

第 12 回 書類

1.作成する書類

運用指針 3 決算にどのような書類を作成しどうするのが書かれています

資金収支計算書（第 1 号の 1 様式）法人全体

資金収支内訳表（第 1 号の 2 様式）法人全体

事業区分資金収支内訳表（第 1 号の 3 様式）事業区分ごと

拠点区分資金収支計算書（第 1 号の 4 様式）拠点区分ごと

事業活動計算書（第 2 号の 1 様式）法人全体

事業活動内訳表（第 2 号の 2 様式）法人全体

事業区分事業活動内訳表（第 2 号の 3 様式）事業区分ごと

拠点区分事業活動計算書（第 2 号の 4 様式）拠点区分ごと

貸借対照表（第 3 号の 1 様式）法人全体

貸借対照表内訳表（第 3 号の 2 様式）法人全体

事業区分貸借対照表内訳表（第 3 号の 3 様式）事業区分ごと

拠点区分貸借対照表（第 3 号の 4 様式）拠点区分ごと

附属明細書

基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書（会計基準別紙 1）拠点区分ごと

引当金明細書（会計基準別紙 2）拠点区分ごと

拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙 3）拠点区分ごと

拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙 4）拠点区分ごと

その他重要な事項に係る明細書（運用指針 23 附属明細書について）

法人全体で作成する明細書

（運用指針別紙 ）借入金明細書

（運用指針別紙 ）寄附金収益明細書

（運用指針別紙 ）補助金事業等収益明細書

（運用指針別紙 ）事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書

（運用指針別紙 ）事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書

（運用指針別紙 ）基本金明細書

（運用指針別紙 ）国庫補助金等特別積立金明細書

拠点区分で作成する明細書

（運用指針別紙 ）積立金・積立資産明細書

（運用指針別紙 ）サービス区分間繰入金明細書

（運用指針別紙 ）サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書

- (運用指針別紙) 就労支援事業別事業活動明細書
- (運用指針別紙) 就労支援事業別事業活動明細書 (多機能型事業所等用)
- (運用指針別紙) 就労支援事業製造原価明細書
- (運用指針別紙) 就労支援事業製造原価明細書 (多機能型事業所等用)
- (運用指針別紙) 就労支援事業販管費明細書
- (運用指針別紙) 就労支援事業販管費明細書 (多機能型事業所等用)
- (運用指針別紙) 就労支援事業明細書
- (運用指針別紙) 就労支援事業明細書 (多機能型事業所等用)
- (運用指針別紙) 授産事業費用明細書

財産目録

2.提出等

決算に際しては上記の書類を作成し、

毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会 (評議員会を設置している法人においては評議員会を含む。) の承認を受けなければならない。

また毎会計年度終了後 3 か月以内に法人の現況報告に添付する書類として所轄庁に提出しなければならない。(運用指針 3 決算)

3.拠点区分資金収支明細書 (会計基準別紙 3) 拠点区分事業活動明細書 (会計基準別紙 4)

会計基準 第 6 章附属明細書 2 附属明細書の構成 (2) で

- ・拠点区分資金収支明細書 (別紙 3)
- ・拠点区分事業活動明細書 (別紙 4)

を作成することとされています。

ただし「運用指針 5 サービス区分の方法 (3) サービス区分ごとの拠点区分資金収支明細書及び事業活動明細書の作成について」に書類作成の省略についてかかれています。

拠点	拠点区分資金収支明細書	拠点区分事業活動明細書
介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点	省略することができる	作成する
保育所運営費、措置費による事業を実施する拠点	作成する	省略することができる
上記以外の事業を実施する拠点	いずれか一方の明細書を作成するものとし、残る他方の明細書の作成は省略することができる	

4.省略することができる財務諸表の様式

事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合

すべての拠点が社会福祉事業に該当する法人は以下の書類の作成を省略することができる。

資金収支内訳表 (第 1 号の 2 様式) 法人全体

事業活動内訳表 (第 2 号の 2 様式) 法人全体

貸借対照表内訳表（第3号の2様式）法人全体

拠点区分が1つの法人は以下の書類の作成を省略することができる。

資金収支内訳表（第1号の2様式）法人全体

事業区分資金収支内訳表（第1号の3様式）事業区分ごと

事業活動内訳表（第2号の2様式）法人全体

事業区分事業活動内訳表（第2号の3様式）事業区分ごと

貸借対照表内訳表（第3号の2様式）法人全体

事業区分貸借対照表内訳表（第3号の3様式）事業区分ごと

拠点区分が1つの事業区分は以下の書類の作成を省略できる。

事業区分資金収支内訳表（第1号の3様式）事業区分ごと

事業区分事業活動内訳表（第2号の3様式）事業区分ごと

事業区分貸借対照表内訳表（第3号の3様式）事業区分ごと

サービス区分が1つの拠点区分は、以下の書類の作成を省略できる。

拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）拠点区分ごと

拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙4）拠点区分ごと

以上のように書類の作成にしても種類が多く複雑になっております。

そこで「書類一覧表」を作成いたしました。

アンケートにお答えいただきました場合に「書類一覧表」をお送りいたします。

ご希望の方はアンケートをお送りいたしますので担当村田宛にご連絡ください。

E-mail h-murata@yamadasougou.com

電話 03-3694-6091

